

公益社団法人君津市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人君津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 センターは、主たる事務所を千葉県君津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業及び一般労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通

じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

(5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項第1号から第5号の事業は、公益目的事業とし、千葉県において行う。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得たものとする。

ア 君津市に居住する原則として60歳以上の者

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得たものとする。

(3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で理事会の承認を得たものとする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正特会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第 9 条 前条の場合のほか、正特会員が次のいずれかに該当するとき、又は賛助会員が第 1 号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (2) 君津市内に居住しなくなったとき。
- (3) 正当な理由なく会費を 1 年以上滞納し、かつ、勧告に応じないとき。
- (4) 総正特会員の同意があったとき。
- (5) 除名されたとき。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から 1 週間前までに理由を付してその旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) センターの定款その他の規則に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項に規定する総会の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 第 1 項の規定により会員を除名したときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、全ての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種別及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において招集の決議がなされたとき。
 - (2) 総正特会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正特会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定により正特会員から総会の招集の請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、総会の日の1週間（総会に出席しない正特会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、総会の日時及び場所、総会の目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、正特会員に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正特会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正特会員1名につき各1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正特会員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがあるものを除き、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない正特会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正特会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した正特会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正特会員の中から議長が指名した者が署名し、又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 22 条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 12 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、1 名を副会長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、センターの業務を執行するとともに、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、センターの業務を分担執行し、事務局長を兼ねることができる。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 第22条第1項に定める役員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する総会の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第28条 役員に対して職務を執行した対価として、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

(役員の実任の一部免除)

第29条 センターは、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、賠償責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止（ただし、会員会費規程及び役員等の報酬等及び費用に関する規程を除く。）
- (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が理事会を招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から、会長

に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は監事が理事会を招集したとき。

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 前条第3号による場合は、会長以外の理事が、前条第4号後段による場合は、監事が招集する。

3 会長は、前条第2号の規定により会長以外の理事から理事会の招集の請求があったとき又は前条第4号前段の規定により監事から理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集するものとする。

4 理事会を招集する場合には、理事会の日の1週間前までに、理事会の日時及び場所、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、その理事会に出席した会長、副会長及び監事が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第39条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第40条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が次に掲げる書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定の書類は、当該事業年度の末日までの間、センターの主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項に規定する書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号に掲げる書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までに掲げる書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、その事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第44条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議によって、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する総会の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

2 前項に規定する総会の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(解 散)

第46条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 前項に規定する総会の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経て、これに相当する額の財産を、その公益認定の取消しの日又はその合併の日から1か月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認

定法」という。) 第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 センターが解散等により清算をするときに有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第49条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は西井理及び鵜田文雄とする。
- 3 センターの最初の業務執行理事は色部昭男とする。
- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年5月29日(平成25年度定時総会で決議した日)から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月18日(令和3年度定時総会で決議した日)から施行する。

附 則

この定款は、令和5年6月23日(令和5年度定時総会で決議した日)から施行する。